平成２１年（フ）第１０４３号
仙台市太白区泉崎１丁目33番１号　セジュール・光102
債務者　間宮　節子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
茨城県稲敷郡阿見町大字上長168番地70　K．K．レジデンス上長101
債務者　大高　裕美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６６号
金沢市才田町乙１番地
債務者　井上　孝夫
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３２号
愛知県豊田市曙町３丁目51番地　アパートメントハウスキンタロー102号
債務者　佐崎　利幸
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
愛知県安城市安城町亀山１番地11　エスペランタ亀山402
債務者　堀田　政幸
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
愛知県岡崎市東牧内町字日久東26番地10
債務者　小川亜矢子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０８２号
広島市中区猫屋町３番13―501号、住民票上の住所広島県安芸郡府中町大通３丁目２番６号202
債務者　山根　　彬
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８５号
広島市西区田方１丁目11番14号
債務者　川村　英明
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０９５号
広島市安佐南区川内１丁目24番35―４号
債務者　山本運送こと　山本　正吉
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８号
愛媛県松山市祇園町２番31号　サンシャインハイツ205号
債務者　西野　　武
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３０９号
愛媛県松山市祇園町２番31号　サンシャインハイツ205号
債務者　西野　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
愛媛県松山市土居田町492番地１　エクセレンス土居田101号
債務者　松本　　稔
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４３２号
愛媛県松山市溝辺町497番地１　ドゥラヴィラージュⅡ301号
債務者　大橋　通文
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４３３号
愛媛県伊予郡松前町大字恵久美808番地４
債務者　竹本　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４３５号
愛媛県松山市古川南２丁目３番７号
債務者　矢野フユ子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４５号
愛媛県松山市恵原町甲134番地
債務者　福岡　　武
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４７号
愛媛県松山市三津２丁目12番27号　フェリスコート三津1105
債務者　仙波　誠二
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４９号
愛媛県松山市北梅本町821番地
債務者　齊藤　邦子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　松山地方裁判所